

「元気発進！子どもプラン」について

令和元年5月20日 子ども家庭局

1 法的根拠

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく 地方公共団体が定める 「次世代育成行動計画」

第八条 (市町村行動計画)

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく 地方公共団体が定める 「子ども・子育て支援事業計画」

第六十一条 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 位置づけ

北九州市基本構想・基本計画

(分野別計画) **元気発進！子どもプラン (子ども家庭局)**

3 第2次計画 (平成27～31 (令和元年) 度) の実績・成果

*は、「元気発進！子どもプラン (第2次計画)」の成果指標

(1) 年間を通じた待機児童の解消

- ・ 保育所の新設や改築等による定員の増
(H25 : 16,033 人 → H30 : 18,627 人)
- ・ 北九州市保育士・保育所支援センターの開設 (H27～)
- ・ 保育サービスコンシェルジュの配置 (H28～1ヶ所増 [ウーマンワークフェア] 8ヶ所体制、H29.10～大規模区1名増員 [大規模区2名体制])
- ・ 予備保育士雇用費補助 (H27～)

* 保育所待機児童数 [目標 4月：0人を維持、10月：0人]

	H27	H28	H29	H30
4月	0人	0人	0人	0人
10月	139人	148人	57人	0人

(2) 全国に誇れる周産期・小児救急体制の維持

- ・ 4基幹病院での専門的な周産期医療の提供
- ・ 市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持

(3) 妊娠・出産・育児期における指導・相談体制の充実

- ・ 生後4ヶ月までの乳幼児家庭全戸訪問、養育が困難な家庭への訪問を実施
- ・ 区役所の「健康相談コーナー」と「子ども・家庭相談コーナー」を「子育て包括支援センター」に位置づけ、体制を強化(H28～)
- ・ ペリネイタルビジット事業の実施(H28～)

* 生後4ヶ月までの乳児家庭訪問の割合

[目標：増加(H25数値88.9%)]

H27	H28	H29
93.0%	95.2%	95.5%

(4) 青少年の健全育成、子ども・若者の自立や立ち直り支援

- ・ 警察、地域団体、行政などで構成する「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」における、「非行防止」「薬物等乱用防止」「立ち直り支援」の様々な取組みの実施
- ・ 「子ども・若者応援センター『YELL』」の運営
- ・ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業(H28・29モデル実施 H30～本格実施)

* 非行者率(少年人口1,000人当たり)

[目標：R1年度7.0人(H25数値11.0人)]

H27	H28	H29
7.9人	6.4人	5.4人

* 「YELL」来所相談者の就業等実績(累計数)

[目標：R1年度500人(H25現在222人)]

H27	H28	H29
291人	337人	390人

(5) ひとり親家庭等に対する支援の強化

- ・就業による自立を促進するため、高等職業訓練促進給付金に加え、市独自の給付金を支給（H27～、H30～支給期間を延長）
- ・母子父子福祉センターにおいて、無料法律相談、就業支援講座、キャリアカウンセラーによる就職相談等の実施

* ひとり親家庭の就業率～5年おきに把握 [目標：増加]

H23	H28
母子家庭 83.6%	母子家庭 87.9%
父子家庭 91.8%	父子家庭 94.2%

4 次期子どもプランの策定について

～「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」令和2～6年度〔5年間〕

→ 「第2次計画」の取組みを継続するとともに、「第3次計画」では、次の項目にも重点を置いて取り組む

(1) 子育てを切れ目なく支える（妊娠・出産・産後・育児期）

- ・関係機関との連携のもと、支援の必要な家庭を早期に発見し、各段階に応じた情報やサービスの提供・支援等を行う
- ・心配があっても早期に相談して解消できる、夫婦間・家族間で協力しながら安心して過ごせる支援

(2) 幼児期の教育・保育の「質の向上」

- ・平成30年度から新たに始まった「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」等を踏まえた幼児期の教育・保育の質の向上
- ・体系的な研修等を通じた幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上

(3) 子どもの居場所づくりの推進

- ・全ての子どもが自然と足を向け、笑顔になれる、地域主体の子どもの居場所づくり
- ・新たな地域の交流拠点、多世代交流の場、子どもや家庭を必要な支援につなぐ場
- ・子ども食堂開設数の拡大

(4) 新科学館の整備

- ・科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館の整備

(5) 児童虐待防止の強化

- ・ 児童虐待の未然防止（乳幼児健診未受診者フォローアップ、養育支援、相談支援等）
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援のための体制強化
- ・ 「北九州市子どもを虐待から守る条例」の周知等

(6) 地域活動を支える人材の活用・育成

- ・ 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動するサークルへの支援等を通じた、社会全体で子育てを支える取組みの推進
- ・ 子育てサポーターや、シルバー人材センターなどシニア世代の人材等の活躍の場の拡大

5 次期子どもプラン策定のスケジュール

- ・ 8月 素案策定
- ・ 8月中旬～9月中旬 パブリックコメント
- ・ 11月 成案決定
- ・ 12月 議会報告